

企画県民部

記者発表(発表・資料配布)				
月　日	担当課室名 係　名	T E L	発表者名 (担当係長)	その他発表・配布先
3/22 (火)	企画県民部政策室 政策調整課	直通 078-362-4009 内線 2155	政策調整課長 村上 元伸 (係長 吉岡章晃)	

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案（第1次）について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、阪神・淡路大震災を超える戦後最大の災害となっています。

このため、関西広域連合及びその構成府県は、持てる力を結集し、被災地、被災者への支援に全力で取り組んでいるところです。

こうしたなか、兵庫県では、阪神・淡路大震災の被災地としての経験を踏まえ、当面必要と考えられる措置について、国の緊急災害対策本部、被災者生活支援特別対策本部をはじめ、関係省庁に第1次の提案を行います。

今後、被災地の状況を踏まえつつ、必要となる措置について、さらなる提案を行ってまいります。

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案
(第1次)

平成23年3月

兵 庫 県

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案 (第1次)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心には甚大かつ深刻な被害を与えました。被害の全容はいまだ判明していないものの、阪神・淡路大震災を超える戦後最大の災害となっています。

このため、関西広域連合及びその構成府県は、持てる力を結集し、被災地、被災者への支援に全力で取り組んでいるところです。

こうした中、兵庫県では、阪神・淡路大震災の被災地としての経験を踏まえ、当面必要と考えられる措置について、まず第1次の提案を行います。既に、数々の特例措置が用意されていることと考えますが、国においては、被災地の復旧、復興に向けて積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成23年3月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

目 次

I	創造的復興を実現するための提案	1
1	地域主体の復興対策の推進と国による積極支援	
2	創造的復興に向けた復興計画の早期策定	
3	復興諸制度を補完する復興基金の早期創設	
4	被災者生活再建支援法特例法の制定及び運用	
5	国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設	
6	復興のための国の総合特区制度の活用	
II	阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた 特例的制度の創設と運用	3

I 創造的復興を実現するための提案

1 地域主体の復興対策の推進と国による積極支援

阪神・淡路大震災の際には、被災地が復興計画を作成するなど、被災地主体の復興を国が最大限支援するという仕組みが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。

このたびの震災においても、被災地主体の復興を推進するための仕組みづくりを提案する。

とりわけ複数の県域にわたる被災地域の復興期における諸対策について、復興に関連する権限と責任、財源の一元化を図り、効果的、効率的な復興対策を進めため、被災県を構成団体とする「東北地方復興広域連合（仮称）」の設立を提案する。

2 創造的復興に向けた復興計画の早期策定

被災地の再生にかけた新たな夢を描き、その実現に向けたエネルギーとするためには、将来にわたる復興の道筋を早期に明らかにすることが重要である。

阪神・淡路大震災の際には、震災直後から、懇話会や各分野にわたる復興県民会議からの提言、被災者、市民、市民団体などからの意見・提言を集約し、阪神・淡路大震災復興計画を策定した。

このたびの震災においても、早期に復興計画を策定されることを提案する。なお、復興計画の策定に際しては、兵庫県からも様々な助言を行う用意がある。

3 復興諸制度を補完する復興基金の早期創設

阪神・淡路大震災の際には、震災から2ヶ月半後の4月1日に、9,000億円（当初6,000億円）の阪神・淡路大震災復興基金が創設され、住宅、生活、産業、教育対策など被災地主体の取組を迅速かつ機動的に実施することができた。

このたびの震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地のニーズに即した長期・安定的な復興対策を展開できるよう、復興基金の早期創設を提案する。

4 被災者生活再建支援法特例法の制定及び運用

このたびの大震災の被害規模はいまだ全容が判明しないものの、死者、行方不明者が合わせて2万人を超える未曾有の大災害であることから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ都道府県の相互扶助として制度化された被災者生活再建支援制度では、対応することは困難である。

このため、このたびの被災者に対する支援金については、特例法の制定により全額国の負担として対応するよう提案する。

また、現行法上、罹災証明書の提出が支援金支給の要件となっているが、同証明書の交付にあたる被災地の市町村の機能回復に相当の時間を要することから、より

簡易な方法で迅速に基盤支援金を支給できるよう、支給手続きの簡便化を図ることを提案する。

5 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設

産業構造の転換期に発生した大震災からの早期産業復興を図るためにには、復旧復興対策と併せて、新しい産業分野への構造転換を進めていく必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、県、神戸市、商工会議所により、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構を設立し、国の積極的な支援のもとで、被災地産業の復興対策を大胆かつきめ細かく推進することができた。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

6 復興のための国の総合特区制度の活用

阪神・淡路大震災の際には、被災地産業の早期復興をめざし、対内投資の促進や新産業の創出等を図るための特区制度として、税の特例制度等を含む「エンタープライズゾーン構想」を提案してきたが、「一国二制度」の導入に対する抵抗感から、実現には至らなかった経緯がある。

このたびの震災は、国が既に総合特区制度の制度化を進めている中での発生であることから、その復興過程において、総合特区制度を有効に活用し、新しい復興モデルを示されることを提案する。

II 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた特例的制度の創設と運用

(省庁共通)

- 1 災害復旧、復興に向けた各種補助制度について、補助率の嵩上げ及び実情に応じた採択基準の緩和
- 2 各種手数料、使用料等の被災者、被災団体等に対する減免措置
- 3 各種業法に基づく免許等の有効期間の延長や再発行手続きの簡素化など柔軟な対応

(内閣府)

- 1 迅速な被災者支援のための被災者生活再建支援法特例法の制定及び運用
 - (1) 特例法の制定により全額国の負担で支援金を支給
 - (2) より簡易な方法による迅速な自立支援金を支給（現行法上、罹災証明書の提出が支援金支給の要件）
- 2 消費生活協同組合設備資金貸付制度の創設

(総務省)

- 1 震災により滅失、損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合における不動産取得税の被災家屋床面積相当部分の軽減特例の実施
- 2 震災により滅失、損壊した家屋及び償却資産の所有者等が代替家屋等を取得した場合における固定資産税及び都市計画税の減額特例の実施
また、代替家屋が建設されるまでの間についても、当該敷地を住宅用地と認定し、減額特例の実施
- 3 普通交付税の算定における人口の減少等に関する特例措置の実施
- 4 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 5 復興宝くじの発行
- 6 災害対策債の元利償還金に対する普通交付税措置の拡充
- 7 歳入欠かん等債の発行対象年度の拡大
- 8 元利償還金に対する交付税率の引き上げなど単独災害復旧債に関する特例
- 9 被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業等の地方負担分に対する充当率引上げなど一般公共事業債に係る特例
- 10 公営住宅建設事業債に係る地方債の償還期限、据置期間を延長する特例
- 11 起債許可額の一部を普通交付税措置とする公共用地先行取得等事業債に係る特例
- 12 特別交付税の特例増額
- 13 補助災害復旧事業債の対象拡大（社会福祉施設、社会教育施設等）
- 14 普通交付税の繰り上げ交付
- 15 被災自治体が行った住民税、軽油引取税、自動車税等地方税の減免に対する補てん措置の実施

16 被災自治体に対し他の自治体が支援のために職員を派遣する場合に必要となる派遣職員用宿舎整備等の受け入れ環境の整備

(法務省)

- 1 大規模滅失した区分所有建物の復旧、建替決議が行われない場合に、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地の買取請求権を行使できる時期を猶予する特例
- 2 申請期限徒過による法違反告発の見合わせや登録証明書の交付予定期間の弾力化のほか、外国人登録原票記載事項証明書の発行の際の本人確認の簡素化など外国人登録事務の弾力的運用
また、各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(外務省)

- 1 各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(財務省)

- 1 被災した建物構築物または機械装置の代替資産等について特別償却を認める措置
- 2 特定の事業用資産の買い換え等の場合の譲渡所得について課税繰延割合の特例適用
- 3 被災家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡所得について①特別控除、②長期譲渡所得の軽減税率の適用、③住居用財産の買い換え特例の適用
- 4 学校法人や宗教法人等の公益法人の建物等の震災復旧のための寄付金について、主務官庁の認定など一定の要件のもと、寄付者に対する寄付額に応じた所得税または法人税の減免措置
- 5 被災住宅等に代替する住宅等を取得する場合の所有権保存登記や、一定の共同住宅等の敷地の所有権移転登記に関する登録免許税の免除
- 6 震災により住宅が居住の用に供することができなくなった居住者が、その日以後に家屋の新築、購入や増改築等により居住の用に供した場合の所得税に関する住宅借入金等特別控除
- 7 災害復旧事業債に係る政府資金の償還期限の延長
- 8 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 9 災害復旧事業の実施に当たり、災害査定を待たずに写真等による被害状況の確認により順次、予算執行ができるよう弾力的な運用

(文部科学省)

- 1 被災した児童生徒の心のケア、防災教育の推進などを担う教育復興担当教員の配置
- 2 被災前の児童生徒数を基礎とした教職員定数の保証など教職員定数算定の特例

- 3 教室を避難所として活用している場合における仮設教室設置等にかかる国庫補助制度の創設
- 4 私立学校の倒壊建物の撤去費、仮設校舎建設費の補助対象化など学校施設の災害復旧に関する特例
- 5 教育用備品、物品の復旧経費等の補助対象化など私立学校の教育活動復旧に関する特例
- 6 震災により滅失・損壊した社会教育施設の災害復旧にかかる国庫補助率の公立文教施設並みへの嵩上げ
- 7 私立社会教育施設の復旧にかかる国庫補助制度の創設
- 8 震災により滅失・損壊した国指定文化財の修復にかかる国庫補助の嵩上げ
- 9 周知の埋蔵文化財包蔵地におけるライフラインの復旧、仮設住宅建設工事等に関する届出、通知等の省略
- 10 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、対象となる範囲を工事で直接影響が及ぶ部分のみに簡素化
- 11 民間中小開発業者に係る埋蔵文化財発掘調査事業にかかる国庫補助の充実
- 12 被災した児童生徒にかかる就学援助の国庫補助負担の拡充および対象者の拡大、提出書類の簡素化
- 13 被災した特別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の国庫補助負担の拡充及び支弁区分の拡大、提出書類の簡素化
- 14 授業料の軽減を行った私立学校に対する県の助成措置の国庫補助対象化など授業料等の軽減に関する特例

(厚生労働省)

1 災害救助法の適用

市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更及び下記の要件緩和

- (1) 公営住宅を応急仮設住宅として利用する場合の災害救助法の適用
- (2) 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、大規模災害であるため、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
- (3) 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
- (4) 運送業者への救援物資の受入から配送までの一括委託など支援物資の物流システム構築に対し、災害救助法対象項目の拡大

2 被災者（個人）を対象とする経済的支援は給付を基本として実施した上で、必要な者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付を行うこととし、貸付にあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定等条件の整備

また、災害援護資金貸付に係る県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度変更

災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和

- 3 応急仮設住宅の供与期間の無期限延長
- 4 労働保険料申告書の提出期限の延長
- 5 雇用保険の個別延長給付日数の延長
- 6 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の対象への「震災の影響による休業」の追加と助成率嵩上げ

- 7 特定求職者雇用開発助成金の対象者への 45 歳以上被災離職者の追加と助成率嵩上げ
- 8 公共事業における被災失業者の雇用の義務付け
- 9 医療施設近代化施設整備事業補助金の補助率引き上げ
- 10 給水施設の配水管から第 1 止水栓までの給水施設の補助対象化

(農林水産省)

- 1 農振農用地区域において被災者の住宅再建を行う場合、農振法の除外の要件を満たす場合に限って、市町農業振興地域整備計画の変更手続きを待たずに農地転用の手続きを行うことが可能となるよう、農用地区域からの除外手続きの特例
また、被災者等からの農地転用申請について農業委員会の受理により着手可能とするなど手続きの特例
- 2 被災農業構造改善施設の整備に関する補助制度の創設
- 3 被災農林漁業者、加工流通業者等に対する日本政策金融公庫融資の償還猶予及び施設復旧資金の利子負担の軽減
- 4 被災農林漁業者に対する農業制度融資（近代化資金等）の既借入金に係る償還条件の緩和、被災者への優遇貸付など特別措置の実施等

(経済産業省)

- 1 被災地での工場・店舗等の再整備及び運転資金にかかる政府系金融機関（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫等）の融資の拡充（融資期間の延長、融資限度額の引き上げ等）及び利子補給制度の創設等による利率の引き下げ
- 2 被災地の自治体が行う制度融資（設備復旧資金・運転資金）にかかる国・自治体の協調預託の実施及び利子補給制度の創設
- 3 小規模事業者等中小企業等経営改善資金の貸付限度額の引上げ等
- 4 事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗及び貸工場等の整備に対する支援
- 5 被災施設に代替する施設整備に対し利子補給等を行う設備投資資金の創設
- 6 商店街・小売市場の共同施設等の災害復旧への支援措置の拡充
- 7 中小企業高度化資金貸付金の貸付対象施設が地震又は津波によって滅失した場合の連帯保証人を含む債務免除

(国土交通省)

- 1 被災者の住宅復興への支援措置、特に住宅再建に加え、既存の住宅に係る住宅ローンによる二重の負担が生じる者への支援措置
- 2 被災した既存不適格建築物の復旧・復興に係る建築基準法の弾力的運用
- 3 被災地域における公共用地取得に関する税制上の特例（譲渡所得にかかる特別控除）
- 4 市街地再開発事業等補助要綱に基づき被災地で実施する市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業のうち、災害復興事業に指定されたものについて補助率の嵩上げ
- 5 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の特例措置（据置期間の延長等）

(環境省)

- 1 倒壊家屋等の解体、がれき処理等の補助対象化
- 2 被災地において、市町事業として実施している災害廃棄物処理事業を県事業として実施

記者発表(発表・資料配布)				
月 日	担当課室名 係 名	T E L	発表者名 (担当係長)	その他発表・配布先
3/25 (金)	企画県民部政策室 政策調整課	直通 078-362-4009 内線 2155	政策調整課長 村上 元伸 (係長 吉岡章晃)	

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案（第2次）について

東北地方太平洋沖地震に関する提案については、去る3月22日、取り急ぎ第1次提案を行ったところですが、当面必要と考えられる措置について、阪神・淡路大震災の被災地としての経験を生かしてもらえるよう、より具体的な第2次の提案を行います。

今後とも、被災地の状況を踏まえつつ、必要な提案を行ってまいります。

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案
(第2次)

平成23年3月25日

兵 庫 県

東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案 (第2次)

東北地方太平洋沖地震に関する提案については、去る3月22日、取り急ぎ第1次提案を行ったところですが、当面必要と考えられる措置について、阪神・淡路大震災の被災地としての経験を生かしてもらえるよう、より具体的な第2次の提案を行います。

既に、数々の支援、特例措置が用意、検討されていることとを考えますが、国においては、被災地の復旧、復興に向けて積極果敢な取組を推進されるよう提案します。

平成23年3月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

目 次

I 創造的復興を実現するための提案 ······	1
1 創造的復興のしくみづくり ······	1
2 生活基盤の回復 ······	4
3 生活再建支援 ······	7
4 子ども・教育・文化対策 ······	8
5 経済の復旧・復興 ······	10
6 復興まちづくり ······	13
II 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた 特例的制度の創設と運用 ······	15
(参考) 阪神・淡路大震災の事情等に関する兵庫県担当窓口一覧 ······	20

I 創造的復興を実現するための提案

1 創造的復興のしくみづくり

① 地域主体の復興対策の推進と国による積極支援

ア 地域主体の復興計画の策定

被災地の再生にかけた新たな夢を描き、その実現に向けたエネルギーとするためには、将来にわたる復興の道筋を早期に明らかにすることが重要である。

阪神・淡路大震災の際には、震災直後から、懇話会や各分野にわたる復興県民会議からの提言、被災者、市民、市民団体などからの意見・提言を集約し、被災地が阪神・淡路大震災復興計画を策定した。

このたびの震災においても、早期に被災地によって復興計画を策定されることを提案する。なお、復興計画の策定に際して、兵庫県からも様々な助言を行う用意がある。

イ 緊急3か年の復興計画の策定と事業実施への支援

阪神・淡路大震災の際には、全体の復興計画の策定にあわせ、特に対策が急がれる分野について、「ひょうご住宅復興3か年計画」「産業復興3か年計画」「緊急インフラ整備3か年計画」を策定した。

これらに基づき、国の支援も得て、主として高齢者や低所得者向けの災害復興公営住宅等の供給、多様な住宅再建支援策、事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗等の整備、主要交通施設の復興、緊急防災まちづくり事業などの取組を推進した結果、3年後の平成10年3月には、計画目標は総量的にはほぼ達成された。

このたびの震災においても、緊急対策が必要な分野については、分野ごとの復興計画の策定とこれに基づく早期の事業実施への支援を提案する。

ウ 地域主体の復興推進のしくみづくり

阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するというしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。

このたびの震災においても、被災地主体の復興を推進するためのしくみづくりを提案する。

その際、関東大震災の際に設立された復興院のような国の機関を新たに設置することは、事業主体間の調整事務の徒な増加につながり、迅速な事業実行の妨げにもなりかねないことから、国は、そのような「屋上屋」を重ねるのではなく、「地域主権」の理念のもと、復興事業への十分な財政措置や規制緩和などの制度的な支援、技術的な助言などに徹すべきである。なお、地域主体の復興組織として、復興に関連する権限と責任、財源を一元化した被災府県による広域連合制度の活用も一案となる。

② 被災自治体の行政機能の補完

阪神・淡路大震災の際は、首長等の被災による指揮命令系統の喪失等ではなく、一定の行政機能が維持されていた。

このたびの震災においては、復旧・復興の核となる自治体庁舎が喪失した事例や首長自らが被災し死亡する事例が見受けられるなど、行政機能が著しく低下している状態となっている。

このため、阪神・淡路大震災の際に実施された復旧・復興のための職員派遣に加え、市町村事務を担うための中長期的な職員派遣、住民サービスの基本となる基礎データを復旧させるための必要な情報提供を早期に実施するよう提案する。

③ 全国的な支援を可能とする弾力的な災害救助法の適用

このたびの震災は、被害が甚大かつ広範囲であり、多くの都道県が災害救助法の適用を受け避難者が多数にのぼるほか、原発事故の発生や津波による土地の被害もあり住宅再建が非常に困難であり、被災地外の他都道府県への被災者の避難が多数発生することが想定される。

このため、迅速な全国的支援を可能とするため、市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更を図るとともに、下記のさらなる弾力運用の拡大を提案する。

- ア 公営住宅を応急仮設住宅として利用する場合の災害救助法の適用
- イ 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、大規模災害であるため、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
- ウ 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
- エ 救援物資の集積地等を設け、管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費への災害救助法の適用
- オ 被災地の要請のない救援自治体における救援物資及び輸送費などの経費への災害救助法の適用

④ 復旧復興に向けた十分な財源対策

ア 道路、港湾等災害復旧事業における特別な国負担の実施

被災地の道路、港湾、河川、公園、下水道、農林水産施設、社会福祉施設等の災害復旧事業については、このたびの災害の甚大さに鑑み、激甚災害法に基づく国庫補助率嵩上げを超える特別の対策を講じることを提案する。

イ 受入れ自治体が要する経費も含めた地方交付税等による確実な財政措置

長期かつ広域的な避難者への対応のため、受入自治体時において必要となる経費を含め、復旧・復興に必要な事業実施に伴う地方負担については、地方交付税等による確実な財政措置（交付税率の引き上げ等）を講じることを提案する。

ウ 被災自治体のニーズに合わせた包括的な財源対策

阪神・淡路大震災の際には、特別財政援助法の制定等により、災害救助・復旧事業費等への財政支援が拡充されたが、個別対策であった。

震災復興にあたっては、従来型である補助金の補助率嵩上げ、地方債元利償還への地方交付税措置等だけでは被災地特有のニーズに的確に対応することは難しい面がある。

このため、これら個別対策に加えて、被災自治体のニーズに合わせて自治体の裁量で執行できる、被災者数、被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じるよう提案する。

エ 被災自治体の資金調達の円滑化

このたびの震災は被害が甚大であることから、今後、被災自治体が復旧・復興事業の実施に必要となる資金需要に対応するため、公的資金(財政融資金、地方公共団体金融機関資金)については、十分な資金を確保することを提案する。

⑤ 復興諸制度を補完する復興基金の早期創設

阪神・淡路大震災の際には、震災から2ヶ月半後の4月1日に、9,000億円(当初6,000億円)の阪神・淡路大震災復興基金が創設され、住宅、生活、産業、教育対策など被災地主体の取組を迅速かつ機動的に実施することができた。

このたびの震災においても、各般にわたる復興対策を補完し、被災地のニーズに即した長期・安定的な復興対策を展開できるよう、復興基金の早期創設を提案する。

⑥ 全国自治体からの支援活動の円滑化

被災地には、全国の自治体から物的、人的支援が行われているほか、既に多くの被災者が被災地外の避難所に避難している。また、兵庫県としても、今後、被災者に対して要援護者の病院・施設等への入居、一時避難等の形で受け入れを本格化していく予定である。

全国自治体からの支援を円滑に実施するため、次の対応を提案する。

- ア 自治体が行った物的、人的支援に対する財政的な措置
- イ 被災地外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合、被災県に求償するのではなく、直接国に請求できるよう制度変更
- ウ 一時避難に要する大量輸送手段の、自衛隊等による確保

2 生活基盤の回復

(1) 避難所対策の実施

① 避難所運営体制の確立

激甚な被害を受けた市町村は、職員の被災や膨大な災害対策業務が重なり、十分な避難所支援体制を構築することが困難な状態が続いている。

阪神・淡路大震災の際には、被災市町の取り組みに加えて、パトカーを使って警察官と県職員が避難所を巡回し、治安維持、ニーズ把握、情報提供等に取り組んだ。

このたびの震災においても、県や近隣の市町村職員を激甚な被害を受けた市町村に派遣し、避難所運営等を支援する体制を整備するとともに、避難者のニーズや支援情報等が現場と災害対策本部との間に円滑に流れる情報ルートを早期に確立することを提案する。

② ライフラインの早期復旧

水、電気、ガス等の復旧が遅れ、自宅での生活再開や避難所の生活環境改善の大きな障害となっている。また、ガソリンの不足は避難所に対する物資配送、医療・福祉サービス提供等の支援が行き渡らない原因となっている。

このため、ガソリンの早期の安定供給を図るとともに、全国の企業や自治体による支援体制の早期構築により、被災地のライフラインの早期復旧を推進することを提案する。

③ 速やかに「福祉避難所」が開設できる制度の創設

災害救助法では、高齢者、障害者のほか妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活において特別な配慮を要する者を対象とした福祉避難所の設置が認められているが、老人福祉センター、養護学校など要援護者が避難できる機能を有する場所で対応できない場合、宿泊施設を利用する事が認められている。

阪神・淡路大震災の際の避難所は、生活の場として十分でなく、要援護者が過酷な避難所生活を強いられることとなった。このたびの震災においても、各避難所は避難者で一杯の状態であり、被害の状況から避難所生活が長期化することが見込まれている。

要援護者に手厚い支援を行うため、公的宿泊施設をはじめホテル、旅館など適切な宿泊施設を直ちに、かつ、長期的に福祉避難所として開設できるよう、十分な財政支援制度の創設を提案する。

あわせて、要件を付さずにあらかじめ各宿泊施設を福祉避難所に指定できる制度を提案する。

④ 早期学校再開に向けた取組への支援

阪神・淡路大震災の際には、避難所となつた多くの学校において、仮設住宅の整備等が進むまでの間、長期にわたり避難所として使用せざるを得ない状況にあったことに加え、教職員は、個々の避難者の要望への対応も含めた、避難所運営に従事していたことから、早期の学校再開が困難な状況にあった。

このたびの震災においても、早期の学校再開に向け、学校被災状況や避難所開設状況に応じた仮設校舎の整備など校舎の確保を行うとともに、被災地域の円滑な学校運営や教育活動の推進を図るための人的支援の充実を提案する。

(2) 被災者への情報提供

① 県外居住被災者の把握と情報提供ルートの確立

被害統計は被災した市町村単位で集計されるが、阪神・淡路大震災では、就業等のため居住地外で被災した方や、域外への転居、住民票の移動を伴わない一時転居などもあり、県外へ出た被災者の実態把握と、それの方々への支援情報の提供に困難を來した。

県外居住被災者を早期に把握し、応急仮設住宅の入居募集、義援金の配分等、被災自治体が行う被災者支援の情報を適時適切に提供する情報提供ルートの早い段階での確立を提案する。

また、災害弔慰金や障害者手帳の交付申請などは被災地ではなく住所地で行われるほか、遺児に対する奨学金等の学費支援など、被災地外での対応が必要な例があることを考慮し、必要な支援がすべての被災者に行き渡るよう配慮することを提案する。

② ワンストップ相談窓口の開設

被災者は住まい、福祉、医療、雇用等複数の課題を抱えている場合が多いため、ワンストップで各種被災者支援、一般福祉施策等を総合的に相談できる窓口を開設する必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、震災復興総合相談センターを設置して一元的に相談に応じたが、同様のワンストップ相談窓口の設置と被災者への周知徹底を提案する。

(3) 災害廃棄物処理対策

① 災害廃棄物処理事業に対する特例措置

阪神・淡路大震災の際には、震災で発生した災害廃棄物が約2000万tと県内の一般廃棄物排出量の約8年分にも及んだが、損壊家屋等の解体を国庫補助対象とするなどの特例措置により、早期に廃棄物問題を解決できた。

今回の東北地方太平洋沖地震では倒壊した建物等に加え、流出した建物被害が広範囲かつ甚大なことから、次の特例措置を提案する。

- ア がれき処理等の補助率の大幅引き上げ（現行1/2→10/10）
- イ 倒壊家屋等の解体を国庫補助対象に追加（阪神・淡路大震災と同様）
- ウ 被災市町村の現状に鑑み、災害廃棄物処理事業の実施主体として県を追加

② 災害廃棄物、自動車等の早急な処理を可能とする制度改正及び特例的な運用

広範かつ甚大な被害を被っている被災地の災害廃棄物や自動車等の処理を迅速かつ適切に処理できるよう、所有者が明らかにならない場合等における特例措置、自動車リサイクル法の特例措置（所有者の意思確認の弾力化等）、自動車検査登録の抹消等各種手続きに関する特例措置など関連する制度の改正及び特例的な運用を提案する。

(4) 住まい対策

① 応急仮設住宅の早期供給及び居住環境の確保

ア 民間施設も活用した応急仮設住宅の供給

阪神・淡路大震災の際には、応急仮設住宅建設のための市街地での用地の確保が難航したことから、用地の円滑な確保に向け、民有地を使用する場合への支援を行うとともに、民間賃貸住宅を借り上げた場合と同様の支援を民間企業の社宅等にも拡充することを提案する。

イ 地域型応急仮設住宅の設置

阪神・淡路大震災の際には、身体的・精神的に虚弱な状態にある高齢者や障害者及びその家族のために、市町福祉部局との連携の下、地域において生活相談や身体介助等の生活支援サービス等が受けられる地域型応急仮設住宅を設置した。

このたびの被災地においても、同様の施設の設置及び高齢者・障害者への支援を行う生活援助員の派遣に対する支援を提案する。

ウ 応急仮設住宅の住環境の確保

阪神・淡路大震災の際には、入居後に判明した住環境の問題に対応するため、追加的に以下のような整備を行った。応急仮設住宅の建設にあたっては、居住環境の確保に配慮するとともに、完成後の追加工事を含めた国の支援措置を提案する。

- ・ 集会所であるとともに、ボランティア、生活支援アドバイザー等の活動拠点となる「ふれあいセンター」の設置
- ・ 多様な世帯（高齢者・障害者等）に対応した設備の設置
- ・ 癒しの場としての共同花壇のスペースの確保
- ・ 駐車場の確保

② 被災者の住宅再建へのきめ細かな支援措置

阪神・淡路大震災の際には、応急仮設住宅等から恒久住宅等への円滑な住み替えを促進するため、国の支援を得て、被災者の住宅再建資金の借入に対する利子補給をはじめ、二重ローン対策や高齢で借入が困難な被災者の住宅再建に対する補助制度等の持ち家再建支援、民間賃貸住宅の家賃補助などのきめ細かな住宅再建対策を実施した。

このたびの震災被害の大きさに鑑み、被災地の実情に応じたきめ細かな住宅再建対策の実施を提案する。

(5) インフラ

① 災害復旧事業に関する災害査定制度の見直し

公共施設等（公共土木施設、農地・農業用施設等、治山・林道施設、漁港・水産業関係施設等）の早期復旧を図るため、応急工事着手前の事前打合せや、本復旧工事着手前の災害査定を廃止し、工事着手後に被災状況のわかるビデオや写真及び実施設計書による事後査定を提案する。

また、災害復旧事業の確実な執行を図るため、災害発生年を含め3箇年間で交付される制度を改め、河川や海岸などの改良復旧事業と一体的な施工が必要な災害復旧事業（農地災害等）については、交付期間を延伸するとともに、予算配分の年度間調整を可能とするなど弾力的な制度運用を提案する。

② 災害復旧事業等に対する財政的支援

被災地域の社会経済活動を支える道路、鉄道、港湾等の交通基盤と河川、海岸、治山・砂防等の防災基盤の早期復旧・復興のため、補助事業費の所要額の確保とともに、補助要件の緩和、補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、税制上の特例措置など、被災自治体への財政的支援を提案する。

また、被災自治体のニーズに合わせて自治体の裁量で執行できる、被災者数、被災面積など一定の基準に応じた包括的な財源対策を講じるよう提案する。（再掲）

3 生活再建支援

① 被災者生活再建支援法の特例措置の実施

このたびの震災の被害規模はいまだ全容が判明しないものの、死者、行方不明者が合わせて2万人を超える未曾有の大災害であることから、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ都道府県の相互扶助として制度化された被災者生活再建支援制度では、対応することは困難である。

このため、このたびの被災者に対する支援金については、特例措置として、激甚災害法に基づく国庫補助率嵩上げを超える特別の対策を講じることを提案する。

また、現行法上、罹災証明書の提出が支援金支給の要件となっているが、同証明書の交付にあたる被災地の市町村の機能回復に相当の時間を要することから、より簡易な方法で迅速に基盤支援金を支給できるよう、支給手続きの簡便化を図ることを提案する。

② 被災者のニーズに応じた効果的な生活資金制度への見直し

所得が低い被災者は、貸付制度の利用に限界があるため、被災者（個人）を対象とする経済的支援（生活福祉資金の小口資金）は給付を基本として実施したうえで、必要な者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付を行うこととし、貸付にあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定等条件の整備を行うことを提案する。

また、阪神・淡路大震災の被災者に貸付を行った災害援護資金貸付金は、現在も、多額の未償還額が残り、その原資の国への償還が地方自治体等の大きな負担となっている。そのため、県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度の変更を提案する。

さらに、災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和を提案する。

4 子ども・教育・文化対策

① 被災した子どもと子育て家庭への支援の充実

阪神・淡路大震災では、復興過程において、就学前の子どもや在宅で子育て中の親子に対するきめ細かな配慮の必要が強く認識され、子どもたちへのこころのケアの取り組みとともに、子育て家庭を孤立させない事業が求められた。

このたびの震災においても、保育所・幼稚園などの拠点機能の復旧、活用を図りつつ、保育士、幼稚園教諭などの専門的人材による支援と、子育て家庭への地域ぐるみの支援のしくみをあわせて進める必要があり、以下の実施を提案する。

- ア 避難所や仮設住宅を巡回し、子どもたちの集団遊びや異年齢交流を通じて、子どもたちのメンタルケアをサポートするとともに、親子の仲間づくりを支援する事業の実施
- イ 生活再建に取り組む保護者が子どもの「一時預かり」制度を利用しやすくするための実施要件の緩和や利用料の減免措置
- ウ 高齢者によるお手玉・コマ回し等昔遊びの伝承など、高齢者の生きがいづくりにもつながる、高齢者と子どもたちのふれあい事業の実施 等

② 被災した児童生徒の心のケア、防災教育の推進などを担う教育復興担当教員の配置

震災により、多くの児童生徒は地震に対する恐怖とともに、住む家や親、友人を亡くすなど想像を絶するショックを受けた上に、不自由な避難所生活を強いられるなど、児童生徒が精神的に不安定となっており、継続的かつ長期的に心のケアに取り組んでいくことが必要である。

阪神・淡路大震災の際には、多くの児童生徒が被災した学校に教育復興担当教員を配置することにより、児童生徒の心のケアに適切、かつ迅速に対応することができた。

このたびの震災においても、被災した児童生徒の心のケアを保護者等との緊密な連携のもとで継続的に行うため、精神的支援を重視したカウンセリングに必要な教諭の配置を提案する。

③ 早期学校再開に向けた取組への支援（再掲）

阪神・淡路大震災の際には、避難所となった多くの学校において、仮設住宅の整備等が進むまでの間、長期にわたり避難所として使用せざるを得ない状況にあったことに加え、教職員は、個々の避難者の要望への対応も含めた、避難所運営に従事していたことから、早期の学校再開が困難な状況にあった。

このたびの震災においても、早期の学校再開に向け、学校被災状況や避難所開設状況に応じた仮設校舎の整備など校舎の確保を行うとともに、被災地域の円滑な学校運営や教育活動の推進を図るための人的支援の充実を提案する。

④ 被災した私立学校の施設設備品等の復旧及び被災私立高校生等に対する授業料軽減による支援

ア 被災した私立学校の施設設備品等復旧への支援

阪神・淡路大震災の際には、私立学校施設の復旧について、本体工事（校舎、プール、工作物、設備・備品等）以外に倒壊建物の撤去費、応急仮設校舎の建設費も新たに国の直接補助事業の対象となった。また、教育用物品の復旧に要する経費等に対し県が助成を行う場合も新たに国庫補助の対象となった。

施設設備品等の速やかな復旧に向け、このたびの震災についても同様の措置がとられるよう提案する。

イ 被災私立高校生に対する授業料負担の軽減

阪神・淡路大震災の際には、被災した生徒を支援するため、授業料等の軽減を行った私立学校に対し県が助成を行う場合、新たに国庫補助の対象となつたが、この度の震災においても同様の措置がとられるよう提案する。

加えて、平成22年度から創設された国の就学支援金について、被災した私立高校生等に対しては、本来は前年所得によるところ、大幅な減少が見込まれる今年の所得を見込むことにより、低所得世帯に適用される1.5～2倍加算の適用ができるよう提案する。

⑤ 文化財等救援委員会の設置等による文化財保護に関する国支援体制の整備

ア 被災文化財の緊急対応

阪神・淡路大震災の際には、文化財も甚大な被害を受け、震災直後には、とりわけ仏像や古文書などの動産文化財の廃棄・散逸の防止への対応が課題となつた。

このたびの震災においても、文化財の廃棄・散逸を防ぐため、早期に文化財等救援委員会を文化庁に設置し、専門職員の派遣など国による支援体制を整備することを提案する。

イ 被災文化財の復旧・復興

阪神・淡路大震災の際には、建造物などの不動産文化財も含めた文化財等の修理費用の支援や、復興事業に伴う埋蔵文化財調査の取扱いについても、被災者の負担軽減措置が講じられた。

このたびの震災においても、国指定文化財等修理費用に対する国庫補助率の嵩上げ、埋蔵文化財緊急調査費の補助対象の拡充とともに、基礎自治体が崩壊に近い被害を受けたことに鑑み、現在、国庫補助の対象となっていない、国登録有形文化財の修理工事に要する経費の補助制度の創設並びに、都道府県、市町村指定等文化財に対する支援を提案する。

5 経済の復旧・復興

① 被災地企業の緊急的な資金需要への対応

ア 被災地企業向けの特別融資制度の創設

被災地企業の事業活動について、資金面で早急に手当をする必要がある。

このたびの震災は、被害規模が甚大であるとともに、国中にその影響が拡大しつつあることから、大企業を含めた被災企業が広く利用できる特別の融資制度を政府系金融機関において創設し、思い切った低利率と超長期の融資期間で利用できる資金について、十分な融資枠を設け利用できるようにすることを提案する。

イ 被災中小企業向け国と県・市の協調預託による制度融資の創設

阪神・淡路大震災の際には、兵庫県、神戸市が実施する中小企業向けの制度融資において、国と県・市が協調して金融機関に預託を行うことにより低利の資金を創設し、被災地域の中小企業に約4,200億円の融資を実行した。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

② 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設

ア 産業復興の中核的推進機関の設立

被災地における本格的な産業復興に向けた民間企業等の取り組みを支援する中核的な推進組織を設立する必要がある

阪神・淡路大震災の際には、県、神戸市、商工会議所により、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構を設立し、財政面を含む国の積極的な支援のもとで、被災地産業の復興対策を大胆かつきめ細かく推進することができた。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

特に、県域を越える広域的な産業復興組織が必要と考えられるため、国が主体性をもって、地域の産業復興をきめこまかく推進する組織を設立することを提案する。

イ 新産業による創造的産業復興の推進機関の設立

産業構造の転換期に発生した大震災からの早期産業復興を図るために、復旧復興対策と併せて、新しい産業分野への構造転換を進めていく必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、県、神戸市、民間企業により、財団法人新産業創造研究機構を設立し、国の積極的な支援のもとで、産学官の連携等による新産業創出支援を推進することができた。

このたびの震災においても、同様の仕組みを早期に立ち上げることを提案する。

特に、県域を越える広域的な連携組織が必要と考えられるため、国が主体性をもって、新産業による創造的産業復興の推進組織を設立することを提案する。

③ 総合特区制度の活用による被災地への企業立地及び被災地企業の活動に対する支援

阪神・淡路大震災の際には、被災地産業の早期復興をめざし、対内投資の促進や新産業の創出等を図るための特区制度として、税の特例制度等を含む「エンタープライズゾーン構想」を提案してきたが、「一国二制度」の導入に対する抵抗感から、実現には至らなかった経緯がある。

このたびの震災は、国が既に総合特区制度の制度化を進めている中での発生で

あることから、総合特区制度を有効に活用し、甚大な被害を受けた被災地経済を、規制緩和と税制面・財政面・金融面での多面的な支援を組み合わせるなど思い切った優遇措置で自律的な復興に導き、新しい復興モデルを示されることを提案する。

④ 地域商業対策及び被災地のイメージ回復・観光振興

ア 共同施設の整備や商店街のにぎわい創出等

にぎわいを失ったまちの再生という観点から、被災地の商店街等の復旧を早急に進める必要がある。

阪神・淡路大震災の際には、共同施設の復旧や仮設店舗整備等のハード面と、商店街のにぎわい創出等のソフト面の両面の対策について、復興基金を活用して取り組むことができた。

このたびの震災においても、同様の取り組みを早期に立ち上げることができるように国として支援することを提案する。

イ 被災地のイメージ回復、観光振興への支援

直接の被害がなかった被災地の周辺地域（被災地においては、今後、インフラや観光施設、宿泊施設が復旧した段階）において、観光自粛や被災によるマイナスイメージにより、観光客が回復しないことが想定される。

阪神・淡路大震災の際には、官民一体となって「神戸ルミナリエ」を毎年開催するとともに、震災後5年目には「淡路花博」や「S e e 阪神・淡路キャンペーン」を開催した。

近年、外国人来訪者の増加が期待されていることから、外国人来訪者向けの誘客促進も含め、国として被災地自治体等と一体となって観光振興策を展開することを提案する。

特に、福島第一原子力発電所の事故により、深刻な風評被害が続くことも懸念されることから、被災地のイメージ回復には、従来以上に国の関係省庁の連携による取り組みが必要であると考える。

⑤ 農林水産物の風評被害対策の実施

このたびの震災では、原子力発電所の事故発生に伴い、一部産地品目に出荷制限がかけられたところであるが、それ以外の産地品目について取引が滞る事例が発生している。

このため、科学的・客観的根拠に基づく基準を策定・明確にしたうえで、生鮮食料品流通業者、これを原材料とする製造業者、消費者に正しい理解を促し、それぞれの立場で冷静な対応がなされるよう情報を発信するとともに、風評被害を助長する販売に対する監視指導を行う体制づくりを提案する。

⑥ 生鮮食料品の円滑な流通対策の実施

被災地は、わが国の中重要な生鮮食料品供給基地であり、生産者は生産基盤、生産施設等に大きなダメージを受けた。また、原子力発電所事故発生の生産基盤等への影響は予測不能であり、産地復旧には時間を要すると考えられる。

今後、国全体として需給・価格バランスが崩れることのないよう、また復興期以降の需給を見据えた生鮮食料品の円滑な流通体制づくりを提案する。

⑦ 被災地の復興事業の被災地企業への発注及び復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進

被災地では、大規模な震災復旧・復興需要が見込まれるが、阪神・淡路大震災の際には、十分に被災地の企業が受注することができなかった。

このため、このたびの震災の復旧・復興事業にかかる国発注の公共事業等について、できるだけ被災地企業及び被災地周辺企業の受注の機会を設けるよう配慮することを提案する。

また、震災からの復旧・復興需要に対応するため、従業員を募集する企業と勤め先を失った被災者とのマッチングを重点的に行うことを提案する。

⑧ 被災者の生活費確保及び離職防止

ア 被災者の生活費確保のための緊急的しごと創出事業の実施

阪神・淡路大震災の際には主に仮設住宅に住む中高年被災者を対象とした被災地しごと開発事業を平成9年度から平成13年度まで実施し、美化清掃活動やビラ配りなどの軽易な仕事を創出した。

このたびの震災により仕事をなくされた被災者が当面の生活に必要な生活費を得られるよう、緊急的かつ期間限定のしごと創出事業の実施を提案する。

また、現在実施している緊急雇用就業機会創出事業について、手続きの簡素化、規模の拡大及び期間延長を提案する。

イ 被災地域の離職防止及び就職支援に向けた助成金の拡充

被災地では多くの事業所が事業活動の閉鎖や縮小を余儀なくされることから、失業の予防を行う必要がある。また同時に、離職してしまった被災者に対してできるだけ早い再就職を支援する必要がある。

このため、雇用維持に向けた事業主の取り組みを支援するために、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の助成率嵩上げを行うことを提案する。

また、離職した被災者の一刻も早い再就職支援のため、特定求職者雇用開発助成金対象者への45歳以上の被災離職者の追加と助成額嵩上げを提案する。

6 復興まちづくり

① 都市復興基本計画の早期策定

阪神・淡路大震災の際には、被災地域の早期復興をめざして、地域住民、県、関係市町が共通の認識を持ち、一致協力して都市づくりに取り組むため、今後の都市づくりのビジョンと方針及びそれを具体化するための施策をまとめた、「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定した。

防災性が高く代替性のある多核・ネットワーク型都市構造の形成をうたった本計画は、阪神・淡路震災復興計画の中の都市づくりの部門計画であるとともに、県が法定計画として定める都市計画区域マスタープランの基本となつた。

未曾有の大災害により、県域レベルで新たな都市構造が求められる各県においても、都市復興のビジョンとして、地域住民、県、関係市町村が一致協力して都市づくりを行う都市復興基本計画の早期策定を提案する。

② 被災地における緊急的な建築制限と市街地開発事業など復興都市計画の早期決定

阪神・淡路大震災の際には、建築基準法第84条に基づく建築制限を実施するとともに、二段階の都市計画決定を行うことで、無秩序な開発を防ぎ、かつ住民の理解を得ながら比較的円滑に事業を進めることができた。

このたびの震災からの市街地復興においても、建築基準法による緊急避難的土地利用規制から、被災市街地復興特別措置法による暫定的な被災市街地復興推進地域の決定、そして本格的な事業決定へとスムーズな都市計画手続きを行い、迅速かつ住民総意の復旧復興を進めることを提案する。

しかしながら、未曾有の巨大津波被害により、地盤沈下等の大規模な土地形状の変化や多くの行方不明者が生じるなか、所有権の移動を伴う具体的な都市計画づくりへの住民の合意形成には、通常の地震被害以上に時間を要することが想定される。

このため、必要に応じ被災市街地復興推進地域の建築制限期間（最大2カ年）の延長等の特例措置の実施を提案する。

③ 被災した既存不適格建築物の復旧・復興に係る建築基準法の弾力的運用

阪神・淡路大震災の際には、被災した建築物の中に容積率や日影規制の既存不適格の分譲マンション等があり、それらの再建に当たり従前の規模を確保することが困難となる問題が生じた。これを受け、建設省（現国土交通省）より、被災した分譲マンション等の建替えにおいて総合設計制度など建築基準法の許可制度の弾力的運用が可能である旨の通知がなされた。また、被災建築物の中には接道規定や用途規制に関する既存不適格建築物も多く、これらについては、県内の特定行政庁において既存不適格建築物等の復旧に対する事務処理方針を策定した。

これらに基づき、各特定行政庁が建築基準法の許可制度等を積極的に活用することにより、被災した既存不適格建築物の再建が円滑に進んだ。

このたびの震災においても、被災した既存不適格建築物の復旧・復興において、特定行政庁が建築基準法を弾力的に運用できるよう、技術的助言等を提案する。

④ 土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進に向けた特例措置

阪神・淡路大震災の際の土地区画整理事業においては、補助採択要件の緩和や補助事業費のうち地方負担分に対する財源措置、および税制上の特例措置が実施され、市街地再開発事業においても、補助採択要件の緩和、補助率嵩上げの特例措置が実施されたことにより、早期の面的整備を図ることができた。

このたびの震災においても、一日も早い市街地の再生を進めるため、同様の特例措置の実施を提案する。

⑤ 住民が取り組む復興まちづくりへの支援

阪神・淡路大震災の際には、土地区画整理事業・市街地再開発事業の都市計画等のほか、被災マンションの再建、住環境の維持・保全等の課題にも対応していく必要があったことから、住民の意見を集約したまちづくりを進めるため、新たに100以上のまちづくり協議会が設置され、住民主体による復興まちづくりが進められた。

また、住民参加による復興まちづくりを進めるにあたり、住民団体等に対して、勉強会等へのアドバイザー派遣、まちづくり計画策定へのコンサルタント派遣を行う制度を創設し、この専門家派遣により、まちづくり協議会の設立や住民間の意見調整、住民と行政との橋渡し等が円滑に進められ、住民主体による復興まちづくりの推進に大きく寄与した。

このたびの震災においても、復興まちづくりの実施にあたっては、住民主体による取り組みを推進するとともに、住民団体等への専門家派遣等を行うことを提案する。

⑥ 家屋等に係る租税に関する特例措置の実施

阪神・淡路大震災の際には、多くの住宅等が全半壊し、財産等が消失するなど住宅や生活に困窮する多数の被災者が生じることになったが、被災者の生活を再建していくための住宅の確保等に対する税制面での負担軽減措置が講じられた。

このたびの震災においても、不動産取得税の被災家屋床面積相当部分の軽減や所得税の雑損控除の適用年度を選択できる特例、固定資産税及び都市計画税の代替家屋や代替償却資産等を取得した場合の減額特例や代替家屋が建設されるまでの間における当該敷地を住宅用地と認定し減額する特例、登録免許税の代替家屋等を取得する場合の所有権保存登記及び一定の共同住宅等の敷地の所有権移転登記に対する免除など、租税に関する特例措置の実施を提案する。

また、これらの特例等について、被災者の相続人が住宅等を確保する場合においても適用されることを提案する。

II 阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた特例的制度の創設と運用

(省庁共通)

- 1 災害復旧、復興に向けた各種補助制度について、補助率の嵩上げ及び実情に応じた採択基準の緩和
- 2 各種手数料、使用料等の被災者、被災団体等に対する減免措置
- 3 各種業法に基づく免許等の有効期間の延長や再発行手続きの簡素化など柔軟な対応

(内閣府)

- 1 迅速な被災者支援のための被災者生活再建支援法特例法の制定及び運用
 - (1) 特例法の制定により全額国の負担で支援金を支給
 - (2) より簡易な方法による迅速な基礎支援金を支給（現行法上、罹災証明書の提出が支援金支給の要件）
- 2 災害救援ボランティア活動に対する支援
 - (1) 国営の現地ボランティアセンターや専用バスターミナルの設置
 - (2) ショベル、一輪車等の活動資材確保やコーディネーター活動経費への支援
 - (3) 交通手段や宿泊施設の確保、保険加入等への支援、交通機関等料金割引制度導入
- 3 消費生活協同組合設備資金貸付制度の創設

(総務省)

- 1 震災により滅失、損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合における不動産取得税の被災家屋床面積相当部分の軽減特例の実施
- 2 震災により滅失、損壊した家屋及び償却資産の所有者等が代替家屋等を取得した場合における固定資産税及び都市計画税の減額特例の実施
また、代替家屋が建設されるまでの間についても、当該敷地を住宅用地と認定し、減額特例の実施
- 3 普通交付税の算定における人口の減少等に関する特例措置の実施
- 4 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 5 復興宝くじの発行
- 6 災害対策債の元利償還金に対する普通交付税措置の拡充
- 7 歳入欠かん等債の発行対象年度の拡大
- 8 元利償還金に対する交付税率の引き上げなど単独災害復旧債に関する特例
- 9 被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業等の地方負担分に対する充当率引上げなど一般公共事業債に係る特例
- 10 公営住宅建設事業債に係る地方債の償還期限、据置期間を延長する特例
- 11 起債許可額の一部を普通交付税措置とする公共用地先行取得等事業債に係る特例
- 12 特別交付税の特例増額

- 13 補助災害復旧事業債の対象拡大（社会福祉施設、社会教育施設等）
- 14 普通交付税の繰り上げ交付
- 15 被災自治体に対し他の自治体が支援のために職員を派遣する場合に必要となる派遣職員用宿舎整備等の受け入れ環境の整備

(法務省)

- 1 大規模滅失した区分所有建物の復旧、建替決議が行われない場合に、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地の買取請求権を行使できる時期を猶予する特例
- 2 申請期限徒過による法違反告発の見合わせや登録証明書の交付予定期間の弾力化のほか、外国人登録原票記載事項証明書の発行の際の本人確認の簡素化など外国人登録事務の弾力的運用
また、各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(外務省)

- 1 各国大使館からの自国民の安否確認に対して、外国人登録原票に基づき市区町村限りで回答できる弾力的運用

(財務省)

- 1 被災した建物構築物または機械装置の代替資産等について特別償却を認める措置
- 2 特定の事業用資産の買い換え等の場合の譲渡所得について課税繰延割合の特例適用
- 3 被災家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡所得について①特別控除、②長期譲渡所得の軽減税率の適用、③住居用財産の買い換え特例の適用
- 4 学校法人や宗教法人等の公益法人の建物等の震災復旧のための寄付金について、主務官庁の認定など一定の要件のもと、寄付者に対する寄付額に応じた所得税または法人税の減免措置
- 5 被災住宅等に代替する住宅等を取得する場合の所有権保存登記や、一定の共同住宅等の敷地の所有権移転登記に関する登録免許税の免除
- 6 震災により住宅が居住の用に供することができなくなった居住者が、その日以後に家屋の新築、購入や増改築等により居住の用に供した場合の所得税に関する住宅借入金等特別控除
- 7 災害復旧事業債に係る政府資金の償還期限の延長
- 8 住宅等に被害を受けた者を対象に所得税等における雑損控除の適用年度を選択できる特例の創設
- 9 災害復旧事業の実施に当たり、災害査定を待たずに写真等による被害状況の確認により順次、予算執行ができるよう弾力的な運用

(文部科学省)

- 1 被災した児童生徒の心のケア、防災教育の推進などを担う教育復興担当教員の配置

- 2 被災前の児童生徒数を基礎とした教職員定数の保証など教職員定数算定の特例
- 3 教室を避難所として活用している場合における仮設教室設置等にかかる国庫補助制度の創設
- 4 私立学校の倒壊建物の撤去費、仮設校舎建設費の補助対象化など学校施設の災害復旧に関する特例
- 5 教育用備品、物品の復旧経費等の補助対象化など私立学校の教育活動復旧に関する特例
- 6 震災により滅失・損壊した社会教育施設の災害復旧にかかる国庫補助率の公立文教施設並みへの嵩上げ
- 7 私立社会教育施設の復旧にかかる国庫補助制度の創設
- 8 震災により滅失・損壊した国指定文化財等の修復にかかる国庫補助の嵩上げ
- 9 周知の埋蔵文化財包蔵地におけるライフラインの復旧、仮設住宅建設工事等に関する届出、通知等の省略
- 10 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、対象となる範囲を工事で直接影響が及ぶ部分のみに簡素化
- 11 民間中小開発業者に係る埋蔵文化財発掘調査事業にかかる国庫補助の充実
- 12 被災した児童生徒にかかる就学援助の国庫補助負担の拡充および対象者の拡大、提出書類の簡素化
- 13 被災した特別支援学校の児童生徒に対する就学奨励費の国庫補助負担の拡充及び支弁区分の拡大、提出書類の簡素化
- 14 授業料の軽減を行った私立学校に対する県の助成措置の国庫補助対象化など授業料等の軽減に関する特例

(厚生労働省)

- 1 災害救助法の適用
 - 市町村単位を原則としている法適用の災害単位への変更及び下記の要件緩和
 - (1) 公営住宅を応急仮設住宅として利用する場合の災害救助法の適用
 - (2) 避難所運営、応急仮設住宅の建設等、災害救助法に基づく国庫補助について、大規模災害であるため、被害算定を待たず全額国庫負担により実施
 - (3) 被災地外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、被災県に求償するのではなく直接、国に請求できるよう制度変更
 - (4) 救援物資の集積地等を設け、管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費への災害救助法の適用
 - (5) 被災地の要請のない救援自治体における救援物資及び輸送費などの経費への災害救助法の適用
 - 2 被災者（個人）を対象とする経済的支援は給付を基本として実施した上で、必要な者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付を行うこととし、貸付にあたっては、償還が十分にできる据え置き期間の設定等条件の整備
また、災害援護資金貸付に係る県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度変更
災害障害見舞金については、対象となる障害程度の範囲の拡大等、支給要件の緩和
 - 3 労働保険料申告書の提出期限の延長
 - 4 雇用保険の個別給付日数の延長

- 5 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の助成率嵩上げ
- 6 特定求職者雇用開発助成金の対象者への45歳以上被災離職者の追加と助成額嵩上げ
- 7 公共事業における被災失業者の雇用の義務付け
- 8 復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進
- 9 緊急的しごと創出事業の実施と離職防止
- 10 医療施設近代化施設整備事業補助金の補助率引き上げ
- 11 給水施設の配水管から第1止水栓までの給水施設の補助対象化

(農林水産省)

- 1 農振農用地区域において被災者の住宅再建を行う場合、農振法の除外の要件を満たす場合に限って、市町農業振興地域整備計画の変更手続きを待たずに農地転用の手続きを行うことが可能となるよう、農用地区域からの除外手続きの特例
また、被災者等からの農地転用申請について農業委員会の受理により着手可能とするなど手続きの特例
- 2 被災農業構造改善施設の整備に関する補助制度の創設
- 3 被災農林漁業者、加工流通業者等に対する日本政策金融公庫融資の償還猶予及び施設復旧資金の利子負担の軽減
- 4 被災農林漁業者に対する農業制度融資（近代化資金等）の既借入金に係る償還条件の緩和、被災者への優遇貸付など特別措置の実施等

(経済産業省)

- 1 被災地での工場・店舗等の再整備及び運転資金にかかる政府系金融機関（日本政策投資銀行、日本政策金融公庫等）の融資の拡充（融資期間の延長、融資限度額の引き上げ等）及び利子補給制度の創設等による利率の引き下げ
- 2 被災地の自治体が行う制度融資（設備復旧資金・運転資金）にかかる国・自治体の協調預託の実施及び利子補給制度の創設
- 3 小規模事業者等中小企業等経営改善資金の貸付限度額の引上げ等
- 4 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設
- 5 総合特区制度の活用による被災地への企業立地及び被災地企業の活動に対する支援
- 6 事業の早期再開を図るための仮設工場、共同仮設店舗及び貸工場等の整備に対する支援
- 7 商店街・小売市場の共同施設等の災害復旧への支援措置の拡充
- 8 中小企業高度化資金貸付金の貸付対象施設が地震又は津波によって滅失した場合の連帯保証人を含む債務免除

(国土交通省)

- 1 被災者の住宅復興への支援措置、特に住宅再建に加え、既存の住宅に係る住宅ローンによる二重の負担が生じる者への支援措置
- 2 被災した既存不適格建築物の復旧・復興に係る建築基準法の弾力的運用

- 3 被災地域における公共用地取得に関する税制上の特例（譲渡所得にかかる特別控除）
- 4 市街地再開発事業等補助要綱に基づき被災地で実施する市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業のうち、災害復興事業に指定されたものについて補助率の嵩上げ
- 5 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の特例措置（据置期間の延長等）
- 6 被災地のイメージ回復・観光振興
- 7 被災地の復興事業の被災地企業への発注

（環境省）

- 1 倒壊家屋等の解体、がれき処理等の補助対象化
- 2 被災地において、市町事業として実施している災害廃棄物処理事業を県事業として実施

阪神・淡路大震災の事情等に関する兵庫県担当窓口一覧

提案項目	問い合わせ先	電話番号
1 創造的復興のしくみづくり		
① 地域主体の復興対策の推進と国による積極的支援	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課 兵庫県産業労働部政策労働局総務課 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課 兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課	078-362-4335 (産業) 078-362-3312 (住宅) 078-362-3589 (インフラ) 078-362-9248
② 被災自治体の行政機能の補完	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課	078-362-3098
③ 全国的な支援を可能とする弾力的な災害救助法の適用	兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	078-362-9982
④ 復旧復興に向けた十分な財源対策	兵庫県企画県民部政策室広域行政課 兵庫県企画県民部企画財政局財政課 兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	078-362-4008 078-362-3082 078-362-3070 078-362-3096 078-362-9982
⑤ 復興諸制度を補完する復興基金の早期創設	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
⑥ 全国自治体からの支援活動の円滑化	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
2 生活基盤の回復		
(1) 避難所対策の実施		
① 避難所運営体制の確立	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
② ライフラインの早期復旧	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
③ 速やかに「福祉避難所」が開設できる制度の創設	兵庫県健康福祉部社会福祉局総務課 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	078-362-4023 078-362-9982
④ 早期学校再開に向けた取組への支援	兵庫県教育委員会事務局教育企画課	078-362-9441

(2) 被災者への情報提供		
① 県外居住被災者の把握と情報提供ルートの確立	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
② ワンストップ相談窓口の開設	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4335
(3) 災害廃棄物処理対策		
① 災害廃棄物処理事業に対する特例措置	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課	078-362-9088
② 災害廃棄物、自動車等の早急な処理を可能とする制度改正及び特例的な運用	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課	078-362-9088
(4) 住まい対策		
① 応急仮設住宅の早期供給及び居住環境の確保	兵庫県国土整備部住宅建築局公営住宅課	078-230-8454
② 被災者の住宅再建へのきめ細かな支援措置	兵庫県国土整備部住宅建築局住宅政策課	078-362-3611
(5) インフラ		
① 災害復旧事業に関する災害査定制度の見直し	兵庫県農政環境部 農林水産局農地整備課 農林水産局治山課 農林水産局漁港課	078-362-3433 078-362-3471 078-362-3485
	兵庫県国土整備部県土企画局技術企画課	078-362-9247
② 災害復旧事業等に対する財政的支援	兵庫県農政環境部 農林水産局農地整備課 農林水産局治山課 農林水産局漁港課	078-362-3433 078-362-3471 078-362-3485
	兵庫県国土整備部県土企画局技術企画課	078-362-9248
3 生活再建支援		
① 被災者生活再建支援法の特例措置の実施	兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課	078-362-4339
② 被災者のニーズに応じた効果的な生活資金制度への見直し	兵庫県健康福祉部社会福祉局社会援護課	078-362-3180
4 子ども・教育・文化対策		
① 被災した子どもと子育て家庭への支援の充実	兵庫県健康福祉部こども局児童課	078-362-3196
② 被災した児童生徒の心のケア、防災教育の推進などを担う教育復興担当教員の配置	兵庫県教育委員会事務局教育企画課	078-362-9441
③ 早期学校再開に向けた取組への支援（再掲）	兵庫県教育委員会事務局教育企画課	078-362-9441
④ 被災した私立学校の施設設備品等の復旧及び被災私立高校生等に対する授業料軽減による支援	兵庫県企画県民部教育・情報局教育課	078-362-3104

⑤ 文化財等救援委員会の設置等による文化財保護に関する国支援体制の整備	兵庫県教育委員会事務局文化財室	078-362-3783
5 経済の復旧・復興		
① 被災地企業の緊急的な資金需要への対応	兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室	078-362-4235
② 国・地方・産業界による産業復興推進体制の創設	兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課	078-362-3342
③ 総合特区制度の活用による被災地への企業立地及び被災地企業の活動に対する支援	兵庫県産業労働部政策労働局立地推進室	078-362-4154
④ 地域商業対策及び被災地のイメージ回復・観光振興	兵庫県産業労働部観光・国際局観光交流課	078-362-3697
⑤ 農林水産物の風評被害対策の実施	兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課	078-362-3442
⑥ 生鮮食料品の円滑な流通対策の実施	兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課	078-362-3442
⑦ 被災地の復興事業の被災地企業への発注及び復旧・復興事業を受注しようとする企業と勤め先を失った被災者のマッチングの推進	兵庫県産業労働部政策労働局総務課	078-362-3312
⑧ 被災者の生活費確保及び離職防止	兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課	078-362-3227
6 復興まちづくり		
① 都市復興基本計画の早期策定	兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課	078-362-3582
② 被災地における緊急的な建築制限と市街地開発事業など復興都市計画の早期決定	兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課	078-362-3582
③ 被災した既存不適格建築物の復旧・復興に係る建築基準法の弾力的運用	兵庫県国土整備部住宅建築局建築指導課	078-362-3609
④ 土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進に向けた特例措置	兵庫県国土整備部まちづくり局市街地整備課 (土地区画整理事業) 078-362-9305 (市街地再開発事業) 078-362-3594	
⑤ 住民が取り組む復興まちづくりへの支援	兵庫県国土整備部まちづくり局都市政策課	078-362-9293
⑥ 家屋等にかかる租税に関する特例措置の実施	兵庫県企画県民部企画財政局税務課 企画財政局市町振興課	078-362-3086 078-362-3099

※ その他の阪神・淡路大震災の事情等に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課 (Tel 078-362-4335)